

様式例 12 指定管理者制度活用事業 総括評価シート

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：平成30年7月 日

評価者：経済労働局指定管理者選定評価委員会

1. 業務概要

施設名	川崎市産業振興会館
指定期間	平成26年4月1日 ～ 平成31年3月31日
業務の概要	・企業間の情報交流、技術振興、人材育成等に関すること、産業経済の調査研究に関すること。 ・施設等の利用許可に関すること、利用料金の収受及び減免に関すること。 ・施設等に関わる維持管理業務に関すること。
指定管理者	名称：公益財団法人川崎市産業振興財団・京急サービス株式会社共同事業体 代表者：公益財団法人 川崎市産業振興財団 理事長 三浦 淳 住所：川崎市幸区堀川町66番20号 電話：044-548-4111
所管課	経済労働局産業振興部工業振興課（内線：28611）

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか。	館内の案内表示の改善を常に図っていること、障害のある人にも利用しやすい会館とするため、バリアフリーチェックを行い改善に努めたこと、受付職員の接客研修の実施、災害対応に対する意識の高さなど、絶えずサービスの改善に取り組んでいる。外部委員からなるサービス向上委員会でも、高く評価していただいております、十分な量・質のサービスの提供ができていると言える。 事業面においても、情報発信のみならず、人材育成事業においても、これまでの活動履歴から十分な実績を出しており、ロボット競技大会では、これまで行ってきたバトルロボット部門に加えて、センサーやカメラなどの外部認識のための技術領域を課題とし、ロボット同士のバトルとしてではなく、技術や発想を競うテクノクエスト部門を新たに行うなど、常に改善に取り組んでいる。
2	当初の事業目的を達成することができたか。	事業目的①の企業間の情報交流の促進並びに産業情報の収集及び提供については、「産業情報かわさき」の発行等を通じて実現しており、同紙の毎月発行とともに、HPの充実に努めている。②の情報の高度化に対応する企業の技術振興及び人材育成については、「新分野・新技術支援研究会」の運営等を通じて実現しており、同研究会の参加者から毎年度高い評価を受けている。③の市内企業の製品の展示及び販路開拓の相談については、「かわさきデータベース」の運営等を通じて実現しており、約1,200社の企業情報を基に、個別商談による新規取引先の開拓及び情報収集をする「川崎ものづくり商談会」を開催する等、受発注の促進を図っている。④の施設及び設備を利用に供することについては、施設利用者からも高い評価を受けており、アンケート調査でも「良い・大変良い」が常時80%を超えており十分に実現されている。⑤の産業経済の調査研究については、毎年度「企業実態調査」を実施し、市内中小企業の経営実態を把握するなど、市の産業振興施策の立案にも大いに役立っている。 総体として、川崎市産業振興会館条例第3条で規定した事業については、達成されている。

3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	施設の管理面における事故等は、発生しておらず、機械類も専門の技術スタッフがメンテナンス等行っており、利用者からの苦情も非常に少ないことは確認している。 また、防災訓練・救急法訓練も毎年実施されており、災害時における帰宅困難者の一時滞在施設としての対応について、マニュアルの整備を行うとともに、備蓄品の増強も継続して行っており、災害対応への意識が高いと言える。
4	更なるサービス向上のために、こういった課題や改善策があるか。	各種利用者アンケートでは、高い支持を受けており、よいサービスの提供ができていたと言えるが、施設の老朽化による設備面の不具合が一部見られ、補修工事費が限られる中、利用者アンケートをより詳細に求めるなど、ニーズをしっかりとつかみ取る工夫が必要である。

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	毎月の工業振興課と指定管理者との間の定期ミーティングでの意見交換や同ミーティングで確認されている点検チェックシートにおいて、発生している課題については適切に対処している。また、施設利用者による事故や会館運営上の改善点、要綱改正やマニュアルの整備など様々な問題についても、優先的に協議し対処するなどしており、適切なマネジメントは行われたと言える。
2	制度活用による効果はあったか。	（サービスの向上） ・制度導入後、「企業の技術振興及び人材育成事業」や「施設管理」において多くのサービスの改善や充実がなされており、指定管理者による創意工夫がなされている点も加えると、十分に効果はあったと言える。 ・施設利用者の満足度調査では、常に高い数値を取っており、指定管理者の改善意欲により、常によりよいサービスが模索されている状況は確認している。 （経費の節減） ・市費の抛出については、大幅な増額となることもなく、より効率的な施設管理運営が進められていることがわかる。 ・指定管理で指定管理者の収支の余剰となった部分については、適切に繰り越されており、次年度以降で設備の改善などサービスの向上に資する形で使われており、会館の価値を維持し、高めていくためには、非常に有効な形で機能している。また、指定管理者自身の負担により、設備改修を行っているほか、繰越金以上に会館の価値向上のための取組を自発的に行うなど、制度活用による効果は、非常に高いものがあると言える。
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	利用率については、高い利用率となっている現状の維持向上を図ることが課題であり、貸出備品の充実や更新も含めて、今後検討する必要がある。
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	施設の設置主旨や利用者のニーズを踏まえ、限られた予算の中で、高いサービス内容を維持するためには、熱意と専門性を持ちノウハウも有する事業者による指定管理者制度による運営を維持することが最適である。

4. 今後の事業運営方針について

指定管理者制度導入によって、受託者の競争意識が生まれたことで、コスト意識が高まり、より安価な費用でより高い利用者サービスの提供を行うことができるようになった。

また、管理業務仕様書で求められている管理運営体制や産業振興業務、施設管理運営業務の確保も確実にできている。特に、事業面、利用者サービス面において、数多くの新たな業務内容に取り組んでおり、事業内容の充実を図るとともに、利用者サービスの向上を実現している。

今後、施設の老朽化が進行し、E S C O事業をはじめ大規模改修が断続的に実施されることが見込まれる中で、会館自体にかかる経費について、より財政負担を少なくして管理運営していくためには、引き続き指定管理者による管理運営を行うことが望ましい。今後は、より効率的な施設の整備をするための維持補修のあり方について検討をしていく。